平成十三年内閣府令第十四号 独立行政法人国立公文書館の業務運営並び に財務及び会計に関する内閣府令

の整備等に関する政令(平成十二年政令第三百三立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令 関する内閣府令を次のように定める。 及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成 項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一 号)第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二 人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に 十三号)第七十四条の規定に基づき、独立行政法 十二年政令第三百十六号)第五条第二項並びに独 項並びに第五十条、独立行政法人の組織、運営 第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第 第三十三条、第三十四条第一項、第三十七 立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 5

める重要な財産) (通則法第八条第三項に規定する主務省令で定

第一条 独立行政法人国立公文書館(以下「国立 法(以下「通則法」という。)第八条第三項に 他内閣総理大臣が定める財産とする。 り処分することが不適当なものを除く。)その 請の日におけるその額)が五十万円以上のもの おける帳簿価額(現金及び預金にあっては、申十第一項の事業計画の認可に係る申請の日)に処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の (各項ただし書の場合にあっては、当該財産のの二第一項又は第二項の認可に係る申請の日 保有する財産であって、その通則法第四十六条 規定する主務省令で定める重要な財産は、その 公文書館」という。)に係る独立行政法人通則 (その性質上通則法第四十六条の二の規定によ

第二条 国立公文書館に係る通則法第十九条第四 項の規定により主務省令で定める事項について (監査報告の作成) この条の定めるところによる。

備に留意しなければならない。 並びに第五項第三号及び第四号において同じ。) この場合において、役員(監事を除く。第一号 び監査の環境の整備に努めなければならない。 に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及 監事は、その職務を適切に遂行するため、次 監事の職務の執行のための必要な体制の整

国立公文書館の役員及び職員

り意思疎通を図るべき者 その他監事が適切に職務を遂行するに当た

3 の立場を保持することができなくなるおそれ 頃の規定は、監事が公正不偏の態度及び独

のある関係の創設及び維持を認めるものと解し

情報の交換を図るよう努めなければならない。 じ、国立公文書館の他の監事との意思疎通及び 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応

ればならない。 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ

監事の監査の方法及びその内容

れているかどうかについての意見 着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施さ 正に実施されているかどうか及び年度目標の 国立公文書館の業務が、法令等に従って適

体制の整備及び運用についての意見 国立公文書館の業務の適正を確保するための に適合することを確保するための体制その他 国立公文書館の役員の職務の執行が法令等

があったときは、その事実 不正の行為又は法令等に違反する重大な事実 国立公文書館の役員の職務の執行に関し、

Ξί. 監査のため必要な調査ができなかったとき その旨及びその理由

監査報告を作成した日

第三条 国立公文書館に係る通則法第十九条第六 提出する書類とする。 書館法(平成十一年法律第七十九号。以下 項第二号の主務省令で定める書類は、国立公文 「法」という。) の規定に基づき内閣総理大臣に (監事の調査の対象となる書類)

(業務方法書に記載すべき事項)

第四条 国立公文書館に係る通則法第二十八条第 き事項は、次のとおりとする。 二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべ

利用に関する事項 国立公文書館法(平成十一年法律第七十九 号に規定する特定歴史公文書等の保存及び 以下「法」という。)第十一条第一項第

三 法第十一条第一項第三号に規定する情報の 事項 関から委託を受けた行政文書の保存に関する 法第十一条第一項第二号に規定する行政機

収集、整理及び提供に関する事項 技術的な助言に関する事項 法第十一条第一項第四号に規定する専門的

究に関する事項 法第十一条第一項第五号に規定する調査研

Ŧi.

関する事項 法第十一条第一項第六号に規定する研修に

t

実地調査に関する事項 理状況に関する報告若しくは資料の徴収又は 法第十一条第二項に規定する行政文書の管

九

業務委託の基準

十二 その他国立公文書館の業務の執行に関 競争入札その他契約に関する基本的事

(事業計画の認可の申請)

第五条 国立公文書館は、通則法第三十五条の十 臣に提出しなければならない。 当該事業年度開始三十日前までに、内閣総理大 とするときは、事業計画を記載した申請書を、 第一項の規定により事業計画の認可を受けよう

2 けようとするときは、変更しようとする事項及 びその理由を記載した申請書を内閣総理大臣に 項後段の規定により事業計画の変更の認可を受 国立公文書館は、通則法第三十五条の十第一

第六条 国立公文書館に係る通則法第三十五条の 画、人事に関する計画、年度目標期間を超える 債務負担及び年度目標期間終了時の積立金の使 務運営に関する事項は、施設・整備に関する計 十第三項第七号に規定する主務省令で定める業 途とする。 2

定める期間)

十一第二項に規定する主務省令で定める期間 は、五年間とする。

十一第三項の報告書には、次に掲げる事項を記第八条 国立公文書館に係る通則法第三十五条の 業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる ことに留意しつつ、国立公文書館の事務及び事 る情報を提供するために作成されるものである 載しなければならない。その際、国立公文書館 は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠とな (業務実績等報告書)

項第一号に掲げる事項に係るものである場合 当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二 当該事業年度における業務の実績。なお

法第十一条第一項第七号に規定する業務に

法第十一条第三項に規定する業務に関する

て必要な事項

提出しなければならない。

(事業計画に定める業務運営に関する事項)

(通則法第三十五条の十一第二項の主務省令で

第七条 国立公文書館に係る通則法第三十五条の

項を記載するものとする。

次のイからニまで、 同項第二号から第

> かにしたものでなければならない。 四号までに掲げる事項に係るものである場合 には、次のイからハまでに掲げる事項を明ら 年度目標及び事業計画の実施状況

は、当該指標及び最近五年間の当該指標の 当該業務の実績に係る指標がある場合に

当該事業年度における業務運営の状況

情報及び人員に関する情報 最近五年間の当該業務の実績に係る財務

る事項を明らかにしたものでなければならな 価を行った結果は、次のイからハまでに掲げ 公文書館が評価を行った結果。なお、当該評 二項各号に掲げる事項に係るものである場合 には、前号に掲げる業務の実績について国立 当該業務の実績が通則法第三十五条の九第

該評定を付した理由 年度目標に定めた項目ごとの評定及び当

口 は、当該課題及び当該課題に対する改善 業務運営上の課題が検出された場合に

ちその実施が完了した旨の記載がないもの がある場合には、その実施状況 過去の報告書に記載された改善方策のう

報告書をインターネットの利用その他の適切な 閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該 方法により公表するものとする。 国立公文書館は、前項に規定する報告書を内

(業務運営の効率化に関する事項の実施状況等

第九条 国立公文書館に係る通則法第三十五条の 十一第四項の報告書には、次に掲げる事項を記 報告書) 載しなければならない。その際、国立公文書館 は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠とな

る情報を提供するために作成されるものである

事項を記載するものとする。 業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる ことに留意しつつ、国立公文書館の事務及び事 ばならない。 でに掲げる事項を明らかにしたものでなけ 況。なお、当該実施状況は、次のイからハま める業務運営の効率化に関する事項の実施状 第七条に定める期間における年度目標に定

イ 当該期間における年度目標及び事業計 実施状況

当該期間における業務運営の状況

る毎年度の当該指標の数値 当該事項に係る指標及び当該期間におけ

掲げる事項を明らかにしたものでなければな 該評価を行った結果は、次のイからハまでに 国立公文書館が評価を行った結果。なお、当 前号に掲げる当該事項の実施状況について

ごとの評定及び当該評定を付した理由 当該期間における年度目標に定めた項目

は、当該課題及び当該課題に対する改善 業務運営上の課題が検出された場合に

報告書をインターネットの利用その他の適切な 閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該 国立公文書館は、前項に規定する報告書を内 がある場合には、その実施状況 ちその実施が完了した旨の記載がないもの 過去の報告書に記載された改善方策のう 3

2

第十条 国立公文書館の会計については、この府 いものについては、一般に公正妥当と認められ令の定めるところにより、この府令に定めのな る企業会計の基準に従うものとする。 方法により公表するものとする。 (会計の原則)

会により公表された企業会計の基準は、前項に の基準に該当するものとする。 規定する一般に公正妥当と認められる企業会計 号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二 2

3

企業会計の基準に優先して適用されるものとす 第一項に規定する一般に公正妥当と認められる という。)は、この府令に準ずるものとして、 計に関する研究の成果として公表された基準 進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会 (第十三条において「独立行政法人会計基準」 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推

(償却資産の指定等)

2 第十一条 内閣総理大臣は、国立公文書館が業務 のとする 額を資本剰余金に対する控除として計上するも 限り、当該償却資産を指定することができる。 いと認められる場合には、その取得までの間に その減価に対応すべき収益の獲得が予定されな のため取得しようとしている償却資産について 前項の指定を受けた資産の減価償却について 減価償却費は計上せず、資産の減価額と同 2 兀 \equiv

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲

第十二条 ができる。 益計算上の損益に計上しないことが必要と認め 不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損 法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う られる場合には、当該譲渡取引を指定すること 内閣総理大臣は、国立公文書館が通則

2 ず、資本剰余金を減額又は増額するものとす 額については、損益計算上の損益には計上せ る。 前項の指定を受けた譲渡取引における譲渡差

納付等するときは、資本剰余金を直接減額する のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を国庫 ものとする。 前項において、譲渡取引により生じた収入額

債務に係る除去費用等) (対応する収益の獲得が予定されない資産除去

第十三条 内閣総理大臣は、国立公文書館が業務 債務の調整額(以下この条において「除去費用 すべき収益の獲得が予定されていないと認めら 等」という。)についてその除去費用等に対応 定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用 のため保有し又は取得しようとしている有形固 できる れる場合には、当該除去費用を指定することが に係る費用配分額及び時の経過による資産除去

を損益計算上の費用に計上するものとする。 資産除去の実行時において、その実際の発生額 (財務諸表) 前項の指定を受けた除去費用等については、

第十四条 国立公文書館に係る通則法第三十八条 計算書とする 立行政法人会計基準に定める行政コスト計算 第一項に規定する主務省令で定める書類は、独 書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー

(事業報告書の作成)

第十五条 国立公文書館に係る通則法第三十八条 第二項の規定により主務省令で定める事項につ いては、この条の定めるところによる。 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しな

ればならない。 国の政策における国立公文書館の位置付け 国立公文書館の目的及び業務内容

館長の理念並びに運営上の方針及び戦 年度目標の概要

借入金の額 借入先

借入金の利率

五四 借入金の償還の方法及び期限

その他必要な事項 利息の支払の方法及び期限

る重要な財産の範囲) (通則法第四十八条に規定する主務省令で定め

第十八条 国立公文書館に係る通則法第四十八条 立公文書館が所有する土地、建物及び工作物 に規定する主務省令で定める重要な財産は、国 る工作物を含む。)とする。 (その土地に定着する物及びその建物に附属す

第十九条 国立公文書館は、通則法第四十八条の う。) について認可を受けようとするときは、 規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供 臣に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大 すること(以下この条において「処分等」とい る重要な財産の処分等の認可の申請)

処分等の条件 処分等に係る財産の内容及び評価額

略

持続的に適正なサービスを提供するため 事業計画の概要

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに その対応策

業績の適正な評価に資する情報

業務の成果及び当該業務に要した資源 予算及び決算の概要

財務諸表の要約 財政状態及び運営状況の館長による説明 内部統制の運用状況

(財務諸表等の閲覧期間 十四 国立公文書館に関する基礎的な情報 五.

第十六条 国立公文書館に係る通則法第三十八条 第三項に規定する主務省令で定める期間は、 年間とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十七条 国立公文書館は、通則法第四十五条第 ようとするときは、次の事項を記載した申請書 の規定により短期借入金の借換えの認可を受け 受けようとするとき、又は同条第二項ただし書 を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一項ただし書の規定により短期借入金の認可を 借入れを必要とする理由

二号) 附則

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定め 一日)から施行する。

処分等の方法

0) 兀 びその理由 国立公文書館の業務運営上支障がない旨及

し、附則第三項の規定は、平成十三年四月一日 この府令は、公布の日から施行する。

2 理大臣の指定があったものとみなす。 償却資産は、第十条第一項の規定による内閣総 規定により政府から出資があったものとされた 十一年法律第百六十一号)附則第五条第二項 国立公文書館法の一部を改正する法律 (平成

内閣府大臣官房企画調整課において処理する。 五条第三項の規定による評価に関する庶務は、 国立公文書館法の一部を改正する法律附則第

第二四号) 則 (平成一九年三月二七日内閣府令

この府令は、公布の日から施行する。 則 (平成二二年一一月二六日内閣府

令第五〇号)

施行する。 施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から 正する法律(平成二十二年法律第三十七号)の この府令は、独立行政法人通則法の一部を改

(平成二三年二月七日内閣府令第

(平成二十三年四月一日)から施行する。 (平成二十一年法律第六十六号)の施行 この府令は、公文書等の管理に関する法律 日

第一九号) 則 (平成二七年三月三〇日内閣府令

第一条 この府令は、独立行政法人通則法の一部 を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月

(事業計画の認可申請に係る経過措置)

第二条 この府令の施行日を含む事業年度の事業 は「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標 事業年度開始の日の三十日前までに」とあるの 計画に係るこの府令による改正後の独立行政法 の指示を受けた後遅滞なく」とする。 に関する内閣府令(次条において「新命令」と いう)第五条の規定の適用については、「当該 人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計

令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事第三条 新命令第十五条第三項の規定は、この命(事業報告書の作成に係る経過措置)

附 則 (平成三一年三月二五日内閣府令業報告書から適用する。

(施行期日) 第七号) 第七号)

第一条 この府令は、

平成三十一年四月一日から

| The Company of the Carlotte Carlott

第二条 この府令による改正後の独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令第十四条及び第十五条の規定は、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る財務諸表をいう。以下同じ。)及び事業報告書については、なお従前の例による。教告書については、なお従前の例による。という。以下同じ。)及び事業報告書をいう。以下同じ。)及び事業報告書をいう。以下同じ。)及び事業報告書をいう。以下同じ。)及び事業報告書をいう。以下同じ。)及び事業報告書をいう。以下同じ。)及び事業報告書をいう。以下同じ。)及び事業報告書については、なお従前の例による。

六号) (令和元年六月二八日内閣府令第一

この府令は、公布の日から施行する。